

中央図書館における遺失物及び拾得物の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、遺失物法（明治32年法律第87号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（昭和33年政令第172号）及び遺失物法施行規則（昭和33年総理府令第52号）に定めるもののほか、中央図書館内における拾得物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において「中央図書館」とは、中央図書館・生涯学習センターにおける中央図書館占有部分をいう。

2 この要領において「拾得物」とは、一般拾得物及び占有者拾得物をいう。

3 この要領において「一般拾得物」とは、本市職員及びこれに準ずる者（非常勤嘱託職員及び非常勤職員その他中央図書館の警備、清掃等、中央図書館内において業務に従事している者をいう。）（次項において「職員等」という。）以外の者が拾得した物をいう。

4 この要領において「占有者拾得物」とは、職員等が拾得した物をいう。

5 占有者拾得物については、中央図書館長（以下「館長」という。）を拾得者とみなすものとする。

(拾得等の届出等)

第3条 中央図書館で遺失した者又は遺失物を拾得した者は、速やかに、その旨を館長に届け出るものとする。ただし、一般拾得物の拾得者が当該拾得物に関する権利を主張する場合を除く。

2 館長は、前項の規定による届出があった場合は、その旨を遺失物届出台帳（様式第1号）又は拾得物処理台帳（様式第2号）に登載するものとする。

(拾得物の保管)

第4条 館長は、拾得物の届出を受けたときは、次条第1項の規定により返還し、又は第6条第1項若しくは第2項の規定により警察署長に差し出すまでの間、当該拾得物をき損し、又は紛失しないように保管するものとする。

(拾得物の返還)

第5条 館長は、拾得物の届出を受けたときは、速やかに当該物件を遺失者、所有者又は物件回復の請求権を有する者（以下「遺失者等」という。）に返還するものとする。

2 館長は、前項の規定により拾得物を返還するときは、遺失者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって遺失者等であることを証明させるものとする。

3 館長は、第1項の規定により拾得物を返還したときは、その旨を拾得物処理台帳に記載するものとする

(拾得物の差出し)

第6条 前条第1項の規定による返還ができない場合は、別に定めるものを除き、遅

滞なく所轄の警察署長に拾得物を差し出すものとする。

2 前条及び第1項の規定にかかわらず、法第1条第1項ただし書及び法第11条第1項に規定する物件については、直ちに所轄の警察署長に差し出すものとする。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定より拾得物を警察署長に差し出したときについて準用する。

(所有権を取得した物件の取扱い)

第7条 本市が拾得物の所有権を取得して警察署長から拾得物の交付を受けたときは、現金にあっては直ちに市の歳入に繰り入れ、現金以外のものにあつては売却処分等をするものとする。ただし、売却が困難なものについては、廃棄することができるものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、中央図書館内における遺失物及び拾得物の取扱いについては、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。